

「こしがや飲食店支援ファンド」への出資について

「こしがや飲食店支援ファンド」に関心をお寄せいただき、ありがとうございます。ファンドにつきましては、次ページの規約をご参照ください。

当ファンドでは、下記の通り出資者を募集しております。

なお、この出資による配当は発生いたしません。実質的には寄付となりますのでご了承ください。

出資いただいた方々は、お名前を事務局・まちづくり越谷のウェブサイトページに掲載させていただきます。

また、令和2（2020）年12月中には、事業の報告書をお送りいたします。

何卒ご協力くださいますようお願い申し上げます。



記

出資者募集について

1. 出資(寄付)金

【法人】 1口 10,000円 何口でも

【個人】 1口 3,000円 何口でも

2. 出資同意書の送付

(規約の次のページにあります)

3. 出資(寄付)金のお振込先：

埼玉縣信用金庫 越谷支店 普通預金口座 1701440

口座名：こしがや飲食店支援ファンド 運営委員長 井橋吉一

以上

令和2（2020）年5月

こしがや飲食店支援ファンド 運営委員長 井橋吉一

運営事務局：株式会社まちづくり越谷

代表 井橋潤

越谷市越ヶ谷3-3-16 2F

電話 048-940-8676 FAX 048-940-8936

こしがや飲食店支援ファンド 規約

第一章 総則

第1条（目的）

このファンドは、個人、企業、団体等から多様な寄付を募り、越谷市内の飲食店を支援することにより、地域社会をより豊かにすることを目的とする。

第2条（名称）

このファンドは、こしがや飲食店支援ファンドと称し、事務所を埼玉県越谷市越ヶ谷3-3-16に置く。

第3条（事業）

このファンドは、第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1）個人、企業、団体等から寄付金等を募るための寄付プログラムの開発と普及
- （2）寄付に関する調査研究と政策提言
- （3）第1条の目的を達成するために必要な事業

第4条（事務局）

このファンドは、株式会社まちづくり越谷に事務局を置く。

第二章 運営委員会

第5条（設置と目的）

株式会社まちづくり越谷は、こしがや飲食店支援ファンドの運営について、透明性を確保し、円滑かつ公正な運用を確保することを目的として、こしがや飲食店支援ファンド運営委員会（以下 運営委員会）を設置する。

第6条（委員）

1. この運営委員会に、5名以上15名以内の委員を置く。
2. 委員のうち、1名を委員長とし、必要に応じて副委員長を置く。
3. 委員長は互選により定め、副委員長は委員長の選任とする。

第7条（構成）

1. 運営委員会は、こしがや飲食店支援ファンドの目的及び運営委員会の趣旨に賛同する者を委員として構成する。
2. 運営委員として、前項で定める者の他に、学識経験者、有識者等を加えることができる。

第8条（委員の選任）

委員の選任は運営委員会で行う。

第9条（委員の任期）

- 1、委員の任期は、1年とする。また、再任を妨げない。
- 2、補欠又は増員による委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3、委員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第10条（委員の解任）

委員が次の各号の一に該当する場合は、解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他、委員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

第11条（委員の報酬）

委員には、報酬を支給しない。

第三章 会議

第12条（開催）

- 1、運営委員会は、毎年1回以上、これを開催することとする。
- 2、会議は運営委員長が招集する。

第13条（機能）

運営委員会は、以下の各号について、協議を行う。

- (1) こしがや飲食店支援ファンドの事業運営に関すること。
- (2) こしがや飲食店支援ファンドの会計管理に関すること。
- (3) その他、運営委員会が必要と認めること。
- (4) その他、株式会社まちづくり越谷が必要と定めること。

第14条（議長）

運営委員会の議長は、委員長とする。

第15条（定足数）

会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第16条（議決）

会議の議事は、この規程で別に定める場合を除き、出席した構成員の過半数をもって決し、同数のときは、議長の決するところによる。

第17条（書面表決等）

- 1、やむをえない理由のため会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の出席構成員を代理人として表決を委任することができる。
- 2、前項の場合において、書面又は電磁的方法による表決者又は表決の委任者は、会議に出席したものとみなす。

第18条（議事録）

会議を開会したときは、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- （1） 会議の日時及び場所
- （2） 構成員の現在数
- （3） 会議に出席した構成員及び書面による表決者並びに表決の委任者の数又は氏名
- （4） 議決事項
- （5） 議事の経緯

第四章 会計

第19条（管理）

こしがや飲食店支援ファンドの会計においては、株式会社まちづくり越谷を事務局として予算及び会計に関する帳簿及び伝票を備え、所要の事項を整然且つ明瞭に記録し、必要に応じてこれを公開する。

第五章 解散及び規程の変更

第20条（解散）

この運営委員会は、委員総数の3分の2以上の同意を得て、解散することができる。

第21条（変更）

この規程は、運営委員会において出席委員（委任含む）の3分の2以上の同意を得て、変更することができる。

第六章 雑則

第22条（書類の備え付け）

このファンドにかかる書類は、事務局に備え付ける。

第23条（雑則）

本規定に定めなきことは、運営委員会で別に定める。

附 則

1. この規程は、2020年5月1日より施行する。
2. このファンドの設立当初の委員は、次に掲げる者とする。
 - 委員長 井橋 吉一
 - 委員 高橋 奨
 - 委員 中島 美三郎
 - 委員 村田 奇一
 - 委員 江原 武男
 - 委員 遠藤 正市
 - 委員 伊藤 猛
 - 委員 畔上 順平
 - 委員 井橋 潤
3. この基金の設立当初の委員の任期は、2020年5月1日から2021年3月31日までとする。